

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

狂犬病はウイルスに感染した動物に噛まれることによって伝染し、発症するとほぼ確実に死に至る恐ろしい病気です。

日本では狂犬病予防法によって**室外犬・室内犬を問わず全ての犬**に生涯1度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられており、違反した場合には20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

既に犬の登録を済まされている方には、**案内はがきを送付しますので、当日会場へ持参してください。**

令和8年度 畜犬登録・狂犬病予防注射日程

5月13日(水)		5月14日(木)		5月15日(金)	
場所	時間	場所	時間	場所	時間
修武館	9:00~9:10	屈斜路研修センター	9:00~9:20	仁多交流センター	9:00~9:15
桜丘2丁目 老人福祉センター跡地	9:15~9:25	戸別訪問	9:25~10:00	鈴蘭4丁目 すずらん丘会館	9:25~9:35
奥春別交流センター	9:35~9:50	旧古丹生活館跡地	10:05~10:20	摩周2丁目 摩周自治会館	9:40~9:50
奥春別集いの家	9:55~10:05	林業多目的センター (旧仁伏クアハウス)	10:40~10:50	原野福祉の家	9:55~10:10
戸別訪問	10:10~10:45	川湯第2駐車場	11:05~11:20	戸別訪問	10:15~11:15
鋸別寿の家	10:50~11:05	旧ゲートボール場跡地	11:25~11:35	中央3丁目 旧東部こども館裏	11:20~11:35
みほらし台会館	11:10~11:25	戸別訪問	13:00~13:50	泉の湯駐車場	13:00~13:15
高栄会館	11:30~11:40	跡佐登福祉の家	13:55~14:05	旧南弟子屈生活館裏 駐車場	13:35~13:50
釧路川ふれあい広場 駐車場	11:45~12:15	川湯駅前交流センター	14:15~14:30	戸別訪問	13:55~15:00
水郷公園	13:30~13:45	美留和会館	14:45~15:00		
戸別訪問	13:50~15:00	戸別訪問	15:05~16:00		

飼い主のみなさんへ

○動物病院などで予防注射を受けたら

個人で予防注射を行った場合は、動物病院で発行される「注射済証」を環境生活課生活係まで持参のうえ、注射済票(600円)の交付手続きを行ってください。

○飼い犬が亡くなったときは

登録台帳の削除を行いますので、環境生活課生活係までご連絡ください。

○フンは必ず持ち帰りましょう!

最近、犬のフンが放置されていることが多く見受けられます。飼い犬を散歩に連れて行くときは、フンを回収するためのスコップやビニール袋を持参し、必ず持ち帰りましょう。

○放し飼いは絶対にやめましょう!

犬の放し飼いは町の条例により禁止されています。放し飼いは絶対にやめましょう。

ご自宅の近くの場所および時間帯を確認して、忘れずに予防注射を受けてください。

また、今年度より場所と時間が変更になっている会場がありますので、お間違えのないようご注意ください。

今年度の戸別訪問の申し込みは、すでに締め切っていますのでご了承ください。

《集合注射の日程と都合がつかない場合の相談先》

●坪井家畜診療所 ☎482-3479(朝日2-4-30)

■新規登録料 1頭 3,000円

■注射料 1頭 3,290円

※注射済票交付手数料込みの金額です

■戸別訪問巡回手数料 1戸 1,000円

■申し込み・問い合わせ先
役場環境生活課 生活係
☎482-2934(課直通)



COOL CHOICE (クールチョイス)とは…
地球温暖化を防止するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、『賢い選択』をしようという国民運動です。

小さなことからコツコツと!!

環境に配慮した行動と選択の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

不法投棄は「しない」「させない」「許さない」!

山林、空き地、道路にみだりにごみを捨てる行為が依然として後を絶ちません…
ごみを集積所以外の場所に捨てることはボイ捨てを含み全て不法投棄にあたります。

▶不法投棄は犯罪です

不法投棄は、法律で禁止されています。ごみの不法投棄を行うと、法律により **5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金のいずれかまたは両方**が科せられます。

町でも、これまで町広報紙、巡回などによる啓発および警察への通報を行い、不法投棄の早期発見や防止に努めています。

しかし、行政の監視や指導だけでは不法投棄はなくなりません。皆さん一人一人の協力が必要です。私たちの生活を守るため「不法投棄はしない、させない、許さない」という気持ちで、日ごろから注意しましょう。なお不法投棄の現場を目撃した場合は、弟子屈警察署(☎482-2110)か役場環境生活課までご連絡ください。



問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎482-2934(課直通)

困りごと・悩みごと人権相談所のご案内

いじめ、DV、パワハラ、セクハラ、借金、離婚問題、相続問題、その他にも何か困りごとがありましたら、人権擁護委員が相談を受けます。**無料で相談**でき、**秘密も厳守**します。どうぞお気軽にご相談ください。

釧路人権擁護委員協議会

日時/6月2日(火) 13時から15時まで
会場/町公民館1階会議室

■令和8年度の人権相談所開設日程

- ・9月2日(水)/川湯消防署2階会議室
 - ・12月7日(月)/町公民館1階会議室
 - ・令和9年2月8日(月)/川湯消防署2階会議室
- ※全日程13時から15時まで



人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

役場環境生活課生活係 ☎482-2934(要予約・当日受付可)

全国共通 人権相談ダイヤル

(最寄りの法務局の人権相談所につながります)

- ・みんな人権110番 ☎0570-003-110
- ・こどもの人権110番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

釧路地方務局 釧路人権擁護委員連合会